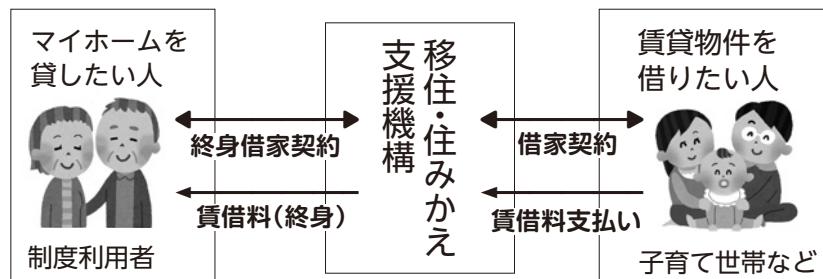


住まなくなったマイホームを老後の生活資金に生かしませんか

マイホーム借上げ制度を活用しよう

「マイホーム借上げ制度」とは、移住・住みかえ支援機構(JTI)が、50歳以上の人のマイホームを最長で終身にわたって借り上げてアーリー世帯などに転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。



この制度を活用すれば、自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金の確保等につながります。※詳しくは、移住・住みかえ支援機構のホームページ(<https://www.jt-i.jp/>)をご覧ください

参加費
無料

「マイホーム借上げ制度」説明会を開催！！

【日時・会場】6月11日(土)午前10時から市民会館1階で【定員】100人

【申込方法】催し名、代表者の住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加人数を書いたEメールを5月16日からすまいづくり推進課(vo_sumazukuri@nishi.or.jp)へ。電話も可。先着順

※詳しくは市のホームページ(くらしの情報→すまい→すまいの情報・相談)をご覧ください

戸建賃貸住宅住替改修に補助金を交付

市は、移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」を利用する人に、賃貸を行うために必要となる改修等費用の一部を補助します。※予算が無くなり次第終了

【対象住宅】市内の戸建て(長屋を含む)の空き家のうち、一定の耐震性が確保され、建築基準法等に違反していない住宅など。詳しくはすまいづくり推進課へ確認を

【対象者】次の全てを満たす人▶対象住宅の所有者で、移住・住みかえ支援機構と終身借家契約を締結している▶過去に改修等に関する補助金等の交付を受けていない▶補助対象者の属する世帯全員が、市税等を滞納していない

【対象工事・経費】①住宅の機能向上のために行う改修工事で経費が50万円以上のもの、②家屋内整理等作業(家具等の運搬、不要物の廃棄手数料、ハウスクリーニング)に要する経費が5万円以上のもの

【補助金額】いずれも対象経費の2分の1(1000円未満は切り捨て)

▶①…1戸当たり上限50万円▶②…1戸当たり上限5万円

【申請方法】所定の申請書と必要書類をすまいづくり推進課(市役所南館3階)へ。申請書は同課で配布するほか、市のホームページ(くらしの情報→すまい→住まいに関する助成)からダウンロード可

問 すまいづくり推進課 (0798・35・3778)

申込は5月16日～23日 市営住宅の住み替え募集

市は、市営住宅の住み替え募集を行います。募集住宅の概要など詳しくは、5月16日から配布する申込案内書をご覧ください。

【申込資格】次の条件全てを満たす世帯▶現住宅に原則3年以上居住している▶収入基準に合致する▶家賃滞納が全くない▶①要介護4・5、障害または疾病、②車いす、③高齢、④世帯人員の増減、⑤生活環境の変化のいずれかの理由で現在の住宅での生活に支障がある

【募集数】40戸

※次回の住み替え募集は10月の予定

【申込】申込案内書に添付している申込書を5月23日(消印有効)までに西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込無効

※申込案内書は西宮市営住宅北部・南部管理センター(六湛寺町9-8)、中部管理センター(市役所南館1階)で配布

問 西宮市営住宅北部管理センター (0798・35・5028)

上下水道局からのお知らせ

厳しい水質管理で安全な水道水をお届けしています

上下水道局は、水質検査計画に基づき、水源から蛇口まで厳しい水質管理を行い、皆さんに安全な水道水をお届けしています。

水質検査計画は、定期的に行う水質検査の項目・採水地点・頻度などを定めたもので、水源の種別・状況、浄水処理方法などを考慮して策定しています。計画は業務課(上下水道局庁舎1階)、北部水道事業所(丸山浄水場)で閲覧できるほか、市のホームページ(くらしの情報→水道・下水道→水質基準・水質検査・水質規制)で公表しています。

◎水質検査の項目◎

法律で検査を義務付けられた水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目(※)や市が独自に設定した項目を含め約200項目の検査をします。

(※)水質管理目標設定項目…水道水中での検出の可能性がある農薬類など、水質管理上留意すべき項目

◎水質検査の採水地点・頻度◎

市では、鳴尾・丸山の各浄水場で浄水処理した水のほか、阪神水道企業団・兵庫県営水道から購入した水道水を供給しています。それぞれの給水系統ごとに水源から蛇口まで各段階で採水地点を設定しています。

浄水場の井戸や貯水池などの水源8カ所、配水池など11カ所および市内の蛇口13カ所で採水した水は、その性質に応じて必要な検査項目を毎月または3カ月ごとに検査します。

また、市内12カ所の配水管末水質監視装置では、色度、濁度および残留塩素について24時間監視しています。

問 施設管理課 (0798・74・6623)

水道工事費の貸付

赤水が出たり水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取り替え工事には、貸付制度があります。給水装置の改造工事が対象になります。

【貸付制度】配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。30万円以内。無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還

問 給水装置課 (0798・32・2230)

水路の上に物を置かないで！！

水路は公共財産です。水路の上に、車・自転車・物置・花壇などを置くことはできません。これらを置いている人は撤去してください。また、玄関からの出入りのために通路橋を設置するには水路使用許可申請が必要です。



市では水路の不正使用物件のパトロール巡回や正指導を行っています。水路の適正管理にご理解・ご協力をお願いします。

問 水路治水課 (0798・35・3751)

広告

平成28年度 使用者募集開始!!

受付開始日 5/23(月)～(宝塚市民は5/16(月)～)

安心の市営墓地 宝塚すみれ墓苑

所在地：宝塚市下佐曾利字大谷1-66 阪急山本駅から路線バス運行(原則第1・3日曜日)



いつでも自由に見学できます
お気軽に現地職員にお声がけください。

お問い合わせ・資料請求は——宝塚市役所 生活環境課
宝塚すみれ墓苑 検索 ☎ 0797・77・2146

受付時間 平日
9:00～17:30